

高島市マキノ小学校開校準備協議会傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高島市マキノ小学校開校準備協議会設置要綱（令和6年高島市教育委員会告示第15号）第6条の会議および第7条に規定する部会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は、会議場の都合等により、協議会の会長または部長（以下「会長等」という。）が定めるものとする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、会長等は入場を制限することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿（別記様式）に自己の住所および氏名を記入しなければならない。

(傍聴席)

第4条 傍聴人は、会長等が指定する傍聴席に着席するものとする。

(傍聴の不許可)

第5条 会長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、会議の傍聴を許可しない。

- (1) 凶器、爆発物その他の危険物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 拡声器、プラカード、旗、のぼりその他これらに類する物を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、職員の指示に従うとともに、傍聴席において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場内では喫煙をしないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等の撮影をし、または録音等をしてはならない。ただし、特に会長等の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 会長等は、この基準に違反した傍聴人に対してその行為を禁止し、または会議場から直ちに退場することを命ずることができる。

付 則

この要綱は、令和7年1月28日から施行する。